



企業結合規制における第三者が関与する問題解消措置

福田, 泰親

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2020-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7399号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007399>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	ふくだ やすちか 福田 泰親
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	企業結合規制における第三者が関与する問題解消措置
審 査 委 員	主査 教 授 池田千鶴 教 授 泉水文雄 教 授 根岸哲

本稿は、独占禁止法上の懸念がある企業結合において適切な問題解消措置を設計することにより当該競争上の懸念を除去することが求められるところ、「第三者が関与する問題解消措置」という従来になかった切り口で、これまでに公表されている我が国の企業結合審査事例を整理・研究するとともに、米国及びEUのガイドライン等も踏まえて、第三者を関与させる形での問題解消措置の履行確保を図ることの有用性、企業結合規制における確約手続の活用方法について研究するものである。

まず、第1章では、本稿における問題意識を論じる。問題解消措置の内容は、通常、当事会社が実行できる範囲で設計され、公正取引委員会に申し出られるが、市場環境によっては、当事会社のみで実行できる問題解消措置には限界がある場合がある。とりわけ、市場規模が縮小しているなどの理由により、そもそも新規参入が見込めず、当事会社が事業譲渡を企図しても、これを引き受ける事業者がいらないといった市場では、独立した競争者を創出し、または既存の競争者を強化することを内容とする問題解消措置が有効に機能しないため、問題解消措置の設計が困難を極めることになる。このような場合に、第三者が関与することにより、問題解消措置を有効に機能させる方策がとられる場合がある。具体的には、問題解消措置の中に第三者を組み入れ、競争制限的な市場構造そのものを競争促進的に変更する措置や、問題解消措置の履行を確保する措置がある。また、問題解消措置の設計には関与しないものの、履行確保の点から、履行状況を第三者の視点から検証させるという方策もある。これらの問題解消措置の実効性を担保するためには、当該第三者は、当事会社から独立した立場にあつて、当該市場の特殊かつ専門的な情報に精通し、かつ当事会社による市場支配力の行使を妨げるインセンティブを有する者である必要がある。本稿では、我が国の企業結合審査事例のうち、このような独立した第三者が関与する形で問題解消措置を申し出ることにより、企業結合を実現した事例の分析を行う。

第2章では、我が国の企業結合規制について、簡単に、実体面および手続面について、それぞれの概要を簡単に述べる。

第3章では、企業結合規制における問題解消措置について、日本、米国、EUにおけるガイドライン等を参照しながら分析整理する。本稿の問題意識との関係では、米国司法省のポリシーガイド、連邦取引委員会のガイドラインにおいて、①問題解消措置に関して規制当局を関与させること、および②問題解消措置の実効性確保のために受託者が任命されていることについて言及されていることが重要である。なお、我が国の企業結合ガイドラインにはこれらの記述はない。EUにおけるガイドラインにおいても、問題解消措置の実効性確保のために受託者が選任されることに言及されている。

第4章では、これまでに公表されたわが国の企業結合審査事例のうち、第三者を問題解消措置に組み入れた事例を整理・分析するとともに、日本でも取り入れ始めたトラステイ制度について整理・検討する。我が国の企業結合審査事例について、次の2つの類型に分

市場構造そのものを競争促進的に変更する措置では、山陰合同銀行/ふそう銀行、JAL/JASの統合事例を具体的に分析検討する。これら２つの事例はいずれも当事会社の監督官庁が設けた規制によって競争制限的となっている市場構造を、当該監督官庁が企業結合に関与することにより、競争促進的に変更する措置をとるものである。したがって、市場構造に与えるインパクトは極めて大きく、構造的措置を原則とする企業結合ガイドラインの立場からすれば、市場構造そのものを競争促進的に変更させる措置である点で究極の構造的措置であると評価する。もっとも、これらの事例は、金融政策や航空政策といった政治的色彩が強い案件であることに加え、政策転換等によって容易に中止・変更されることもあり得るため、一般の企業結合において同種の問題解消措置を設計することは極めて困難と言わざるを得ないと結論づける。

また、第三者を組み入れた問題解消措置の典型例として、トラステー制度がある。トラステー制度について、米国、EU、日本における状況をそれぞれ検討し、とりわけ我が国においてトラステーの活用が明示された公正取引委員会の企業審査事例を詳細に分析検討して（ASML/サイマー、ジンマー/パイオメット、ダウ/デュポン、クアルコム/NXP、ブロードコム/ブロードコム各事例）、我が国においてトラステーを活用するに当たって残された課題を論じる。

新たに導入された確約手続を積極的に利用することが、その有効な解決策となり得ると指摘する。

これらを踏まえて、企業結合審査における確約手続の積極的運用の必要性を、問題解消措置の事後検証のためのツールとしての役割の観点から指摘する。もっとも、運用にあたっての課題も併せて指摘する。確約手続は当事会社が希望した場合に用いられるものという制度設計となっているが、著者は、事後検証の観点から、公取委が独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合には、公表によって当事会社が不利益を被る場合を除き、原則としてすべての事案において確約手続を利用し、その結果を公表すべきと主張する。当事会社にとって積極的に確約手続を選択することのメリットがないように思われる点については、公取委から積極的な意見あるいは関与がなされることにより、問題解消措置の設計が迅速化されることが期待できるとする。

以上の検討を通して、最後の第6章において、本稿は、問題解消措置に第三者が関与する形態について、これまでの審査事例を整理・分析することにより、第三者が競争制限的な市場構造そのものを競争促進的に変更する場合と、第三者が当事会社による問題解消措置の利用を確保する場合があるほか、問題解消措置の履行確保手段として、企業結合後の当事会社の行動を事後検証する場合があり、いずれの場合でも有効に機能することが明らかになったとの結論を示す。本稿では、最後に、問題解消措置の履行確保の観点から、今後の理論及び実務の発展が強く期待される点について、第一に、トラスティ制度の積極的利用について、現状の外国企業同士の企業結合の場合だけでなく、今後は日本企業同士の企業結合においても積極的に活用されることが望ましいこと、第二に、事後検証が問題解消措置の履行確保機能を果たしていること、新たに独占禁止法に導入された確約制度は、問題解消措置を広く一般に公表することで競争者や取引先などの利害関係人が主体となって事後検証を行うことを可能にすること、これにより一層の履行確保が図られることになるから、積極的な確約制度の活用が期待されること、企業結合審査において当事会社が確約制度を利用するインセンティブがなければならず、公取委において、適時・適切な運用が期待されることを指摘している。

本稿は、「第三者が関与する問題解消措置」という従来になかった切り口で、これまでに公表されている我が国の企業結合審査事例を整理・研究するとともに、米国及びEUのガイドライン等も踏まえて、第三者を関与とさせる形での問題解消措置の履行確保を図ることの有用性、企業結合規制における確約手続の活用方法について研究するものである。

3

った筆者の問題意識に関連する企業結合審査事例の丁寧な検討と分析を行い、米国・EUにおける諸外国の運用についての丁寧な検討を行うことで、問題解消措置の履行確保という従来から指摘されていた課題に対する新たな解決策として、トラスティー制度と確約制度の積極的な活用を提案しており、本稿の着実な研究成果に基づく実務にインパクトを与える論考といえることができる。

また、本稿は、近時、長崎県における地方銀行の統合における公正取引委員会の審査について、問題解消措置の設計において当事会社と公正取引委員会との意見が折り合わずに審査が長期化したことで世間的な注目をあつめた、ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得の案件について、公正取引委員会による審査中の平成 30 年 4 月 11 日に金融庁が公表した『地域金融の課題と競争のあり方』報告書の取りまとめにあたった有識者委員であり、地域金融の実情に造詣が深い家森信善教授（神戸大学経済経営研究所）にヒアリングを行ったことで得られた知見をふんだんに盛り込んで分析を行っていることが本稿の特色であり、本稿の学術的貢献となっている。この点は、審査委員から高く評価された。

また、本稿は、企業結合審査における確約手続の積極的利用の可能性について、問題解消措置の履行確保の視点から、競争者や取引先などの第三者による事後検証という新たな視点から論じており、これまでほとんど取り上げられなかった論点を実務家らしい視点で検討しているという特徴がある。

以上のように、本稿は、「第三者が関与する問題解消措置」という従来になかった切り口で、これまでに公表されている我が国の企業結合審査事例を整理・研究するとともに、米国及びEUのガイドライン等も踏まえて、トラスティー制度を含む第三者を関与させる形での問題解消措置の履行確保を図ることの有用性、企業結合規制における確約手続の活用方法について幅広い観点から検討し、従来から課題のあった問題解消措置の履行確保のあり方について実務上も参考となる示唆を得た点が本稿の成果といえることができる。

もっとも、本稿にも物足りない点はなくはない。まず、本稿で取り上げられた企業結合審査事例の検討は、めりはりのある分析検討にはなっているものの、やや表面的な分析で終わっている事例もある点が気になる。また、企業結合により市場支配力の形成・維持・強化することは認めて、形成・維持・強化された市場支配力を行使させない問題解消措置のあり方について、積極的に肯定することについて審査委員から疑問がだされた。前者については、本稿は、高度専門法曹養成プログラムを受講した実務家による論文であり、研究者コースの大学院生の論文に比較すると、分析検討が弱い面があるのは否定できない。しかし他方では、実務家ならではの観点から事案を丁寧に分析し、実務に耐えうるルールを見出そうとする努力は評価に値するといえる。後者の点については、筆者も、当事会社以外の第三者として、監督官庁や諮問委員会が関与する問題解消措置が認められる場合は限定的であると結論づけており、むしろ限定的な状況の下で、問題解消措置の設計にあたり押さえるべき考慮要素は何かを明らかにしようとしたと理解してよいのではないかと審査委員の意見もだされた。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である福田泰親氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成 31 年 3 月 6 日

審査委員 主査 教授 池田千鶴

教授 泉水文雄

教授 根岸哲